

共通仕様書 土木工事編 ・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
33	第1編第1章 総則	<p>1 - 1 - 34 爆発及び火災の防止</p> <p>1. 請負者は、火薬類の使用については、以下の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 請負者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。</p> <p>なお、監督員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を監督員に提出しなければならない。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">提出書類の簡素化により提示とする。</div> <p>1. 請負者は、火薬類の使用については、以下の規定によらなければならない。</p> <p>(1) 請負者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。</p> <p>なお、監督員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を監督員に提示しなければならない。</p>
34	第1編第1章 総則	<p>1 - 1 - 37 環境対策</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>6. 請負者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、・・・</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。<u>排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出しなければならない。</u></p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">提出書類の簡素化により提出を不要とし、下線部を削除。</div> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>6. 請負者は、工事の施工にあたり建設機械を使用する場合は、・・・</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p>
46	第1編第1章 総則	<p>1 - 1 - 48 建設機械</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>2. トンネル工事 トンネル工事のトンネル坑内作業において以下に示す建設機械を使用する場合は、・・・</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>・・・トンネル工事に用排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p> <p><u>トンネル工事に用排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械（黒煙浄化装置付）を使用する場合、請負者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。</u></p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">提出書類の簡素化により提出を不要とし、下線部を削除。</div> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>2. トンネル工事 トンネル工事のトンネル坑内作業において以下に示す建設機械を使用する場合は、・・・</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>・・・トンネル工事に用排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。</p>

共通仕様書 土木工事編 ・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
348	第4編第4章 鋼橋上部 第7節 橋梁付属物工	<p>4 - 7 - 9 橋名板工</p> <p style="text-align: center;">~ 略 ~</p> <p>2. 立体橋の場合 道路と鉄道の交差については上記1の 河川名(漢字)を鉄道路線名とする。 道路と道路の交差については下記3の横断歩道橋による。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">跨道橋の橋名板配置を明確化。</div> <p style="text-align: center;">~ 略 ~</p> <p>2. 立体橋の場合 道路と鉄道の交差(跨線橋)については上記1の 河川名(漢字)を鉄道路線名とする。 道路と道路の交差(跨道橋)については上記1の 河川名(漢字)を除くとする。</p>
374	第4編第5章 コンクリート橋上部 第12節 橋梁付属物工	<p>5 - 12 - 8 橋名板工</p> <p style="text-align: center;">~ 略 ~</p> <p>2. 立体橋の場合 (1) 道路と鉄道の交差については上記1の 河川名(漢字)を鉄道路線名とする。 (2) 道路と道路の交差については第4編4 - 7 - 9 橋名板工の第3項による。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">跨道橋の橋名板配置を明確化。</div> <p style="text-align: center;">~ 略 ~</p> <p>2. 立体橋の場合 (1) 道路と鉄道の交差(跨線橋)については上記1の 河川名(漢字)を鉄道路線名とする。 (2) 道路と道路の交差(跨道橋)については第4編4 - 7 - 9 橋名板工の第2項による。</p>
428	第4編第15章 道路維持 第4節 舗装工	<p>15 - 4 - 3 路面切削工</p> <p>請負者は、路面切削前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">標準横断図で発注した場合、縦横断図作成のための測量は別途計上となり、仕様書で規定する縦横断測量とは別であるため下線部を追加。 また、舗設計画図面を提出とする。</div> <p>請負者は、路面切削前に縦横断測量(舗設計画を行うための測量であり、<u>縦横断図作成のための測量ではない</u>)を行い、舗設計画図面を作成し、監督員に提出しなければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。</p>
430	第4編第15章 道路維持 第4節 舗装工	<p>15 - 4 - 6 オーバーレイ工</p> <p>1. 施工面の整備 請負者は、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 縦横断測量の間隔は設計図書によるものとする。特に定めていない場合は20m間隔とする。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">標準横断図で発注した場合、縦横断図作成のための測量は別途計上であり、仕様書で規定する縦横断測量とは別であるため下線部を追加。 また、舗設計画図面を提出とする。</div> <p>請負者は、施工前に縦横断測量(舗設計画を行うための測量であり、<u>縦横断図作成のための測量ではない</u>)を行い、舗設計画図面を作成し、監督員に提出しなければならない。 縦横断測量の間隔は設計図書によるものとする。特に定めていない場合は20m間隔とする。</p>

共通仕様書 土木工事編 ・改正対比表

頁	項目	改正前	改正後
432	第4編第15章 道路維持 第4節 舗装工	<p>15 - 4 - 7 路上再生工</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p> <p>2. 路上表層再生工については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) 施工面の整備 請負者は、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督員の承諾を得なければならない。 縦横断測量の間隔は設計図書によるものとする。特に定めていない場合は20m間隔とする。</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">標準横断図で発注した場合、縦横断図作成のための測量は別途計上であり、仕様書で規定する縦横断測量とは別であるため下線部を追加。 また、舗設計画図面を提出とする。</div> <p>2. 路上表層再生工については、以下の規定によるものとする。</p> <p>(1) 施工面の整備 請負者は、施工前に縦横断測量（<u>舗設計画を行うための測量であり、縦横断図作成のための測量ではない</u>）を行い、舗設計画図面を作成し、監督員に提出しなければならない。 縦横断測量の間隔は設計図書によるものとする。特に定めていない場合は20m間隔とする。</p>
435	第4編第15章 道路維持 第4節 舗装工	<p>15 - 4 - 10 アスファルト舗装補修工</p> <p>1. 請負者は、わだち掘れ補修の施工については、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し監督員の承諾を得なければならない。 なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">標準横断図で発注した場合、縦横断図作成のための測量は別途計上であり、仕様書で規定する縦横断測量とは別であるため下線部を追加。 また、舗設・切削計画図面を提出とする。</div> <p>1. 請負者は、わだち掘れ補修の施工については、施工前に縦横断測量（<u>舗設計画を行うための測量であり、縦横断図作成のための測量ではない</u>）を行い、舗設計画図面を作成し、監督員に提出しなければならない。 なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。</p> <p style="text-align: center;">～ 略 ～</p>
436		<p>8. 請負者は、路面切削の施工については、施工前に縦横断測量を行い、切削計画図面を作成し、監督員の承諾を得なければならない。ただし、切削厚に変更のある場合は、監督員と協議することとする。 なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。</p>	<p>8. 請負者は、路面切削の施工については、施工前に縦横断測量（<u>切削計画を行うための測量であり、縦横断図作成のための測量ではない</u>）を行い、切削計画図面を作成し、監督員に提出しなければならない。ただし、切削厚に変更のある場合は、監督員と協議することとする。 なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は、20m間隔とする。</p>

提出書類削減について

提出書類の削減を図るため、下記について**提出不要・簡略化**します。

すでに入札手続き中又は契約済の工事においても対応が可能な場合は適用して下さい。

施工計画書

安全管理においては、安全管理組織表及び作業別有資格者の一覧表を記載し、有資格者の資格証の写しは添付不要とする。

竣工図

会社名の入った図面タイトルの貼り付け、及び社判の押印は不要とする。

(図面タイトルの上部に「竣工図」と記載するか、又はスタンプを押すのみとする。)

その他

共通仕様書で規定している基準について、各管理頻度の徹底を図るようお願いいたします。